



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

M字カーブ 労働力率

M字カーブをご存知ですか？

縦軸に女性の労働力率、横軸に年齢を取ると、20～30代でくぼみができ、左右に山が二つできるアルファベットのMのような形になることです。

[労働力率: 15歳以上の人口に占める就業者の割合]

合]

厚生労働省が公表した、「平成20年度版 働く女性の実情」の調査結果によると、女性の労働力率をグラフにすると、25～29歳と45～49歳が左右のピークとなり、子育てをしている人が多い30歳代の部分のグラフが低くなります。これがM字カーブと呼ばれるものです。

「平成20年版 働く女性の実情」によれば、比較可能な昭和43年以降初めて、M字カーブの底が、30～34歳から、35歳～39歳に移行しました。晩婚化の影響により、出産年齢も上がり、仕事を離れる時期(子育て期のピーク)も高齢化したと考えられるとのことです。

また、これと同時にM字カーブの底が上がる傾向が出てきています。平成19年の調査では、64.0%だったのが、平成20年の調査では、64.9%となり、0.9%上昇しました。これは、子育て期においても働ける環境に少しずつ変化しているようです。もっとも、昨今の経済状況では、子育て期といえども働かざるを得ない状況かもしれません・・・

欧米の主要国では、M字カーブは過去のものとなりつつあります。OECD(経済協力開発機構)加盟国で今もM字カーブが確認できるのは日本と韓国だけのようです。

日本が、諸外国に比べ、M字カーブがはっきりしている要因の一つとして、

<夫は外で働き、妻は家庭を守るべき>⇒<賛成・どちらかといえば賛成 男性 46.5%女性 36.8%> と諸外国と比べて極めて高い数字になっているからでしょう。(平成20年版 労働経済白書)

M字カーブからは外れますが、前年と比べ労働力率が最も上昇した年代は、60～64歳です。(前年差1.4%ポイント上昇)これは、60歳以降の雇用確保の義務化の流れによります。

平成18年4月1日から実施の「高齢者雇用安定法」により、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高齢者の65歳※までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入
- ③ 定年の定め廃止

※この年齢は、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、男性の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。

(※経過措置として、上記の「65歳」は下記年令に読み替えます)

○H19.4.1～H22.3.31...63歳

○H22.4.1～H25.3.31...64歳

ちなみに、「高齢者雇用安定法」により我が国の高齢者の労働力率は高く、65歳以上の労働力率は先進諸国で最も高い数字となっています。(2006年:19.8%)

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

# 税金Q&A

## Question (事業所税)

当社は製造業を営む3月決算の会社です。  
愛知県春日井市に、工場(面積2,000㎡、人員30人・給与総額1億5,000万円)を有しております。  
春日井市が平成21年4月30日に事業所税の課税団体の指定を受けたと聞きました。  
当社の税負担はいつから発生しますか。また見込金額はいくらですか。

## Answer

愛知県春日井市の場合、法人は平成21年10月1日以後に決算を迎える事業年度から事業所税の課税が開始されます。  
貴社においては、平成22年3月決算より1,200千円(資産割)の納税をすることになります。

## 解説



### 【概要】

事業所税とは地方税法に基づき、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、人口・企業が集中し、都市環境の整備を必要とするこれらの都市の行政サービスとその所在する事業所等との受益関係に着目して、一定の事業所等に対して課する目的税です。

人口増加のみならず、市町村の合併、事業規模の拡大(事業所・従業員数の増加)により、納税義務者となる場合があります。現在、東海地区の課税団体(予定を含む)は以下の通りです。  
名古屋市、静岡市、浜松市(以上、政令指定都市)、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市(H21.10.1~)、四日市市(H22.8.1~(予定))、一宮市(H22.10.1~(予定))

### 【税率】

税率は一定税率で、次のように定められています。

○資産割 … 事業所床面積(※1) × 600円(1㎡あたり)

○従業者割 … 従業者給与総額(※2) × 0.25%

(※1)非課税となる対象施設(福利厚生施設、消防用設備・防災施設等)を除きます。

(※2)役員以外の高齢者・障害者を除く等の規定があります。

### 【免税点】

中小企業の負担を無くすため、次の免税点制度が設けられています。

○資産割 … 事業所床面積が1,000㎡以下

○従業者割 … 従業者数が100人以下

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれについて行います。よって、期末において、従業者数が100人以下であっても、事業所床面積が1,000㎡を超える場合は納税義務者となります。

### 【税額】

貴社の場合、現況が期末まで続くとすると、従業者割については免税、資産割については  $2,000\text{㎡} \times 600\text{円} = 1,200\text{千円}$  の納税義務が発生することになります。

## 根拠条文等

地方税法第701条の34(事業所税の非課税の範囲)

地方税法第701条の43(事業所税の免税点)